

平成29年7月3日（月）

国土交通省高知河川国道事務所

**「第2回仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会」の開催について
～床上事業の設計・施工計画の妥当性等をチェックします～**

◇「第2回仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会」を下記のとおり開催します。

◇床上浸水対策特別緊急事業検討部会は、日下川、宇治川で国が進めている仁淀川床上浸水対策特別緊急事業について、設計・施工計画の妥当性等について学識者（別紙-1参照）からご意見を頂くことで、適切な事業執行に繋げていこうとするものです。

■開催日時：平成29年7月6日（木） 18:00～20:00

■開催場所：高知河川国道事務所 4F 会議室（別紙-2参照）
高知市六泉寺町96-7

■議 事：別紙-3参照

■その他：会議は公開で開催し、一般傍聴の方の席を10席用意します。
受付は17時30分から17時50分で先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
取材や傍聴に関する詳細は別紙-4及び別紙-5をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画『No.1 南海トラフ地震を始とする大規模地震災害等への「支国」防災力向上プロジェクト』の取組みに該当します。

（問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所
高知市六泉寺町96-7

副所長（技術） おかばやし 岡林 ふくよし 福好（内線204）
○ 事業対策官 いけぞえ 池添 よしきよ 好巨（内線208）

TEL（088）833-0111

○：主な問い合わせ先

仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	専門分野		所属等
おかだ しょうじ 岡田 将治	治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授
こんどう ますお 近藤 益央	施工	施工技術	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 施工技術チーム 総括主任研究員
しま ひろし ◎島 弘	構造	コンクリート工学 建設構造学	高知工科大学 システム工学群 教授
はら ただし 原 忠	土質	地盤工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 教授

◎：会長

第2回 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会 会場案内図

会場 高知河川国道事務所 4F 会議室
高知市六泉寺町96-7



第2回 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会

開催日時：平成29年7月6日(木)

18:00~20:00

開催場所：高知河川国道事務所4階会議室

議事次第(案)

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介
4. 議事
 - 1) 検討部会規約
 - 2) 第1回検討部会での主な意見
 - 3) 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業(日下川)の設計等について
 - 3) 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業(宇治川)の設計等について
5. その他
6. 閉会

「仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会」

取材についてのお願い

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、事務局がお渡しするプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るため、ビデオ・カメラ等の撮影範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
 - ③会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、通話はお控え下さい。

(公開・公表)

- 3) 審議中に発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。

事務局：国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所

「仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会」傍聴者の皆様へ

傍 聴 要 領

(主旨)

この要領は、仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会（以下「検討部会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(検討部会の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者席については、10席を確保しています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言、私語、談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ、資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、通話はお控え下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦会議中での発言はできません。
 - ⑧その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室をお願いすることがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 以上のほか、傍聴者は司会、会長及び事務局の進行に御協力下さい。

事務局：国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所